【73】

氏　名（本籍）	池尻陽子（福岡県）
学位の種類	博　士（文　学）
学位記番号	博甲第 5224 号
学位授与年月日	平成 22 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	**清朝前期のチベット仏教政策の研究** －扎薩克喇嘛制度の成立と展開－

主　査	筑波大学教授	博士（文学）	丸山　宏
副　査	筑波大学教授	博士（文学）	小松香織
副　査	筑波大学准教授	博士（文学）	楠木賢道
副　査	筑波大学准教授	Dr. Phil.	吉水千鶴子

論文の内容の要旨

本論文は、清朝前期（1636 年から 1795 年、入関前から乾隆朝まで）に清朝が推し進めたチベット仏教に関する諸政策について、清朝が独自に作り上げたチベット仏教の管理制度である扎薩克喇嘛制度（チベット仏教僧に職位を与えて秩序体系を構築し、また外交上の交渉に派遣する制度）の成立と展開を考察し、この制度によって清朝が外部勢力であるチベット･アムド（青海)･モンゴルといったチベット仏教世界に対して、どのように対峙・介入したのかを実証的に解明しようとするものである。

本論文では、まず清朝皇帝が漢地に対しては皇帝、モンゴルに対しては大ハーン、チベット仏教世界に対しては仏教の保護者・施主として多元的に広域の支配を正当化していたことに留意する。清朝皇帝がチベット仏教の施主であるという仏教的王権論が理念として存在し、実際に清朝皇帝の行為を規定してきた面もあることについては既往の研究において解明されてきたが、こうした理念とは別に、清朝は軍事力を行使しながらチベット仏教世界に対して支配権力を拡大したという現実も存在した。本論文は、このような理念と現実の双方を凝視する歴史的視座の確立を目指し、清朝が具体的にどのような手段によってチベット仏教世界に介入したかを検討しようとする。清朝はモンゴルに対して礼薩克旗制度により現地の有力首長層を自己の支配に組み入れたが、チベットに対してはラサに駐蔵大臣を派遣する以外には官僚制度を通じて支配する手段が殆どなかった。このような状況の中でチベット仏教僧を僧の身分のまま自己の支配構造内部に取り込み、寺院・属民の管理、教学・儀礼の実施、また外交交渉などを委ねる扎薩克喇嘛制度が作られ、これが非常に重要な政治的手段となったことを明らかにするのが本論文の目的となっている。本論文は序論、結論のほか、五章からなる。

序論では、問題の所在、先行研究、史料について述べる。本論文は扎薩克喇嘛制度を解明するに当り、単に『大清会典』等に見られる静態的な制度内容の復元に終始するのではなく、満文・チベット文・漢文の檔案を利用し、この制度の成立と展開を清朝が各時期に直面した政治的課題、特に対チベット仏教世界との外交における現実的な政治事象と関連させて動態的に解明する方法を取る。また扎薩克喇嘛制度の頂点に立つ僧であるチャンキャ＝フトクトに関して、先行研究のように高僧としての事績を記述するのでなく、清朝のチベット仏教政策の中での役割に焦点を当てると述べる。

第一章「入関前～順治朝の清朝とチベット仏教僧　－扎薩克喇嘛制度成立の経緯－」では、順治朝後半期から清朝が各地に設置した扎薩克喇嘛制度の淵源を考察する。すでに太宗ホンタイジの時代から、清朝のために祈祷読経するチベット仏教僧たちが存在し、皇帝とも密接な関係を有したことをまず述べる。後に、アムド（青海）の特定の寺院出身であり、内モンゴル東部のシレトゥ＝フレー（フレーは囲った地、テント群、属民の意）に駐在していた僧たちがダライラマ五世を京師（北京）に迎える事業に貢献するなど重要な働きを示し、シレトゥ＝フレーの統括者であったチャムリン＝ノモンハン＝シェーチャが果たした役割は、後に京師の扎薩克大喇嘛が果たす役割の原型となったと述べ、扎薩克大喇嘛という職はシレトゥ＝フレーにおいてフレーの管理を執行する「札薩克」たる高僧のあり方から着想され、次第に京師やその他の場所においても適用されるようになっていったとその淵源を論じる。

第二章「康熙朝の対青海・チベット政策と扎薩克喇嘛制度」では、康熙年間の清朝が、扎薩克喇嘛制度に位置づけた僧たちを、チベット仏教世界との交渉に積極的に動員し、試行錯誤を経ながら扎薩克喇嘛制度を強固な組織へと整えていく過程を具体的に提示する。この時期にダライラマ五世の遷化を隠匿して清朝に敵対的となったゲルク派政権がジュンガル部長ガルダンを支持する動きを示す中で、清朝はガルダンと軍事的に対決する。そうした情勢のもとで清朝により派遣された京城扎薩克大喇嘛のイラグクサン＝フトクトがガルダン側に亡命する事態が起き、扎薩克喇嘛制度の脆弱さが露呈した。そこで清朝は、扎薩克喇嘛制度を補強するため大国師の職を設置し、メルゲン＝チュージェとチャンキャ二世を大国師に任じ、ついでアムド出身のチャンキャの転生僧の系譜が扎薩克喇嘛制度の中で頂点を占めて行く体制ができると論じる。

第三章「康熙朝末～雍正朝における扎薩克喇嘛制度の展開とチャンキャ体制の確立」では、満文史料を利用し、清朝が雍正朝にはいると、アムド方面の反清朝勢力であるロブサン＝ダンジン等を軍事力により平定し、平定作戦の中では当該地域の諸寺院と僧に対して容赦ない破壊と弾圧を加えたが、その一方で戦乱の中から童子であったチャンキャ三世を保護して京師に招請し、親清朝派として養育していく経緯を解明する。筆者はこれらの事実は、雍正帝側から見ればゲルク派発祥の地であるアムドの有力寺院を統制下に置く方策であり、アムド寺院側から見ればチャンキャ三世を媒介に清朝からの恩恵を獲得し、寺院を復興存続する方途であったと解釈する。

第四章「乾隆朝のチベット仏教政策と扎薩克喇嘛制度の整備」では、乾隆朝においてチベット仏教世界全体に占める京師の学問的および制度的な地位を一層高める目的の諸政策が積極的に行われたことを論述する。例えば、京師において雍和宮が改建され、中央チベットから学識の高いチベット仏教僧を招いて教育に当たらせて、チベットの寺院とのつながりを作り、対チベット政策に動員可能な人材を積極的に養成していくことを指摘する。また乾隆帝はグルカ戦争を契機にチベット仏教への不信感を持つが、転生僧選定の不正防止を図り、モンゴルの一部の転生僧の認定はチベットにおいてではなく、京師の雍和宮において扎薩克喇嘛制度を活用して行うことを定めていることからも、当該制度の重要性は明かであると論じる。

第五章「清朝の藩部統治政策における扎薩克喇嘛制度の役割」では、京師以外の内外モンゴル、アムド、イリ、西安、金川、チベット等の各地における扎薩克喇嘛制度のあり方を検討し、現地の高僧を扎薩克喇嘛に任じる方式、チベットから京師に招請していた高僧をさらに各地の敕建寺院に派遣する方式、高僧がフレーを領有することを認定する方式などが採用されていたと述べる。特にチベットに対しては、チベットの高僧を一旦は京師の扎薩克喇嘛制度に取り込んだ上でチベットに派遣し、チベットにおいてダライラマの名代職などのチベット政府内部の要職に就かせることが試みられ、清朝が扎薩克喇嘛制度を地域ごとの現実に合わせて柔軟に運用した姿を浮かび上がらせる。

結論では、各章の概要をまとめ、かつ以下のように総括する。すなわち本論文において示した扎薩克喇嘛制度の成立と展開の歴史から、清朝は、清朝とチベット仏教世界のどちらにもネットワークを持ち、どちらにも有効に働きかけることが可能なチベット仏教僧を、チベット仏教世界に介入する手段として利用して

きたこと、僧には時として清朝への帰属ではなく、チベット仏教への帰属を優先させる不安定さや危険性があるにもかかわらず、清朝はこの制度を運用し続けてきたことが明らかとなった。チベット仏教思想の浸透していた17世紀から18世紀の内陸アジア世界において、清朝がチベット仏教世界に対して効果的に介入するためにはチベット仏教僧を媒介とした働きかけが不可欠であり、清朝にとってそれを実現し得る扎薩克喇嘛制度は政策上放棄できない重要性があったと結論する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、扎薩克喇嘛制度を取りあげて、清朝前半期における当該制度の成立と展開を満文･チベット文･漢文史料を多用して考察している。従来の研究史において、清朝皇帝を仏教の保護者・施主とみなす仏教政治の理念の存在について、またチベット･アムド（青海）･内外モンゴルと清朝との間の関係に関する事件史･政治史の流れについて解明が進んできていたが、清朝がどのような方法によりチベット仏教世界に政治的に働きかけたのかは未解明の問題が多かった。そうした研究状況の中で、本論文は、清朝が扎薩克喇嘛制度をチベット仏教世界に働きかけるための重要な手段として成立させ、制度の危機を乗り越えながら、運用してきたことを動態的に明らかにしており、清朝が広大な領域を支配するために実施した多元的な政策の実態の解明に資するところが大きいと評価できる。

一方で、本論文において必ずしも十分に議論を展開できなかった点も見られる。例えば、扎薩克喇嘛に任命された僧が特定の寺院・属民・宗派をどのように個別具体的に管理し、それが清朝にとってどのような意味を持ったのか、またチベット仏教側の視点からはチベット仏教僧は清朝皇帝に対してどのような態度を取るべきであるとされていたのかという点は課題として残されたと指摘し得るであろう。しかし、これらの課題は、筆者の将来の研究に委ねるべきであり、本論文は清朝がチベット仏教世界に対応するために運用した独自の制度を詳細に明らかにした研究として、学界への寄与は大きいと考える。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有しているものと認める。